

<講座用テキスト：社会保険編>

※注) この「条文改正に伴う補正情報」は、令和4年4月16日時点における情報です。また、この情報（誤記誤植等による訂正を含む）は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

1. 国民年金法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
120	ADVANCE 1つ目□3行目 令和3年度は 0.999 （前年度： 1.003 ）	令和4年度は <u>0.996</u> （前年度： <u>0.999</u> ）
	<参考>	下記【差替え①】
124	②令和3年度の年金額 実際の支給額の列	下記【差替え②】
135	ここをチェック！ 3つ目□ 令和3年度における保険料改定率は、「 0.977 」（前年度改定率 0.973 ×名目賃金変動率 1.004 （平成30年物価 1.005 ×平成28年度実質賃金 0.999 ））である（国民年金法による改定率の改定等に関する政令2条）。 *具体的な1か月分の保険料額は、法定額17,000円× 0.977 ≒ 「 16,610 円」となる。	令和4年度における保険料改定率は、「 <u>0.976</u> 」（前年度改定率 0.977 ×名目賃金変動率 0.999 （令和2年物価 1.000 ×平成30年度実質賃金 0.999 ））である（国民年金法による改定率の改定等に関する政令2条）。 *具体的な1か月分の保険料額は、法定額17,000円× <u>0.976</u> ≒ 「 <u>16,590</u> 円」となる。

【差替え①】

<p><参考> 年金額の改定は、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、<u>年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）、受給中の年金額（既裁定年金）</u>ともに「<u>名目手取り賃金変動率</u>」を用いることが定められている。このため、令和4年度年金額は、<u>新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率（▲0.4%）</u>に従い改定される。</p> <p>また、<u>賃金や物価による改定率がマイナスの場合</u>には、マクロ経済スライドによる調整は行わないことになっているため、令和4年度の年金額改定では、<u>マクロ経済スライドによる調整は行われ</u>ない。</p> <p>なお、マクロ経済スライドの未調整分（▲0.3%）は翌年度以降に繰り越される。</p>

【差替え②】

実際の支給額
777,800円
972,250円
777,800円

777,800 円
223,800 円
74,600 円
223,800 円

◆誤記等訂正表

特になし

2. 厚生年金保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
81	ちょっとアドバイス 2つ目の□を <u>追加</u>	□ <u>配偶者</u> が老齢厚生年金等の <u>老齡又は退職</u> を支給事由とする給付の受給権を有する場合には、その <u>全額</u> が支給停止されている場合であっても、 <u>加給年金額に相当する部分の支給を停止する</u> (令3条の7関係)。
152	ちょっとアドバイス 1つ目□ 「令和 3 年度名目手取り賃金変動率」は、 0.999 (令和 2 年物価変動率 1.000 ×平成 29 ～令和元年度の 3 年平均実質賃金変動率 0.999 ×平成 30 年度可処分所得割合変化率 1.000) である。	「令和 <u>4</u> 年度名目手取り賃金変動率」は、 <u>0.996</u> (令和 <u>3</u> 年物価変動率 <u>0.998</u> ×平成 <u>30</u> ～令和 <u>2</u> 年度の <u>3</u> 年平均実質賃金変動率 <u>0.998</u> ×令和元年度可処分所得割合変化率 1.000) である。
157	(2) 令和3年度年金額 実際の支給額の列	下記【差替え③】

【差替え③】

①定額部分の額	②加給年金額	③特別加算額	④その他の額
1,621 円	223,800 円	33,100 円	583,400 円
	223,800 円	66,000 円	1,166,800 円
	74,600 円	99,100 円	583,400 円
		132,100 円	
		165,100 円	

◆誤記等訂正表

特になし

3. 健康保険法

◆新旧対照表

特になし

◆誤記等訂正表

特になし

4. 社会一般

◆新旧対照表

特になし

◆誤記等訂正表

頁	改正前	改正後
165	①支給要件（法2条） 枠内上から5行目（アミカケ部分） 令和3年度の「所得基準額」は、 779,900 円（令1条）。	令和4年度の「所得基準額」は、 <u>781,200</u> 円（令1条）。
166	ここをチェック！3つ目□1行目 合計が 779,900 円を超え 879,900 円	合計が <u>781,200</u> 円を超え <u>881,200</u> 円

5. 労働一般

◆新旧対照表

特になし

◆誤記等訂正表

特になし

6. 社労士過去問題10年網羅

<Vol.3>

◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後
281	厚年法 No. 171 (H26-06A) 解答・解説 (解答) × 法43条3項 (解説) <u>差替え</u>	○ 法43条2項但し書 (解説) 出題当時は「法43条3項」により、設問の場合は退職時改定の要件に当てはまらないことから、誤りの選択肢であった。なお、現行では、「法43条2

		項但し書」により、資格喪失日、基準日（9月1日）及び資格再取得日の時系列と期間から、基準日の属する月の翌月（10月）から年金の額が改定されるため、正しい。
--	--	---

7. 改正法マスター講座

◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後												
100	(2)改定額の根拠法令 (令 2.6.10 年 発 0610 第 1 号: 令和 2 年 8 月 1 日 施行)	(令 <u>3.3.31 政令第 99 号</u> : 令和 3 年 10 月 1 日 施行)												
	◆新旧対照所得基準額													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>779,300円</td> <td>779,900円</td> </tr> <tr> <td>879,300円</td> <td>879,900円</td> </tr> </tbody> </table>	改定前	改定後	779,300円	779,900円	879,300円	879,900円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改定後</th> <th>改定前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>781,200円</u></td> <td>779,900円</td> </tr> <tr> <td><u>881,200円</u></td> <td>879,900円</td> </tr> </tbody> </table>	改定後	改定前	<u>781,200円</u>	779,900円	<u>881,200円</u>	879,900円
改定前	改定後													
779,300円	779,900円													
879,300円	879,900円													
改定後	改定前													
<u>781,200円</u>	779,900円													
<u>881,200円</u>	879,900円													

8. 穴埋め対策講座

◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後
191	解答編健保 No. 11 空欄 D 解答・根拠 ③400 平 30.3.5 保医発 0305 第 6 号	①200 <u>令 2.3.5 保医発 0305 第 5 号</u>

9. OUTPUT 講座

◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後
159	健保 No. 109 解説 2 行目 「保険医療機関に入院中の患者」の場合は、医師から依頼された柔道整復師の施術を受けたとしても「療養費の対象とはならない」(療養の給付等の対象となる)。	保険医療機関に入院中の患者の「後療を医師から依頼された場合の施術」は、当該保険医療機関に往療した場合、患者が施術所に向いてきた場合のいずれであっても、「支給対象としない」。